

県施設における料金改正について

2017年10月1日

平成29年10月1日より、高齢者（70歳以上）減免が加わり利用料代金が下記のとおりとなります。

(1) 施設利用料 (H29.10.1~)

|       | 一般   |        | 障がい者  |        |
|-------|------|--------|-------|--------|
|       | 共同利用 | 大人     | 150円  | 大人     |
| 70歳以上 |      | 50円    | 70歳以上 | 50円    |
| 小人    |      | 70円    | 小人    | 30円    |
| 専用利用  |      |        | 介護者   | 無料     |
|       | 午前   | 3,800円 | 午前    | 950円   |
|       | 午後   | 5,000円 | 午後    | 1,250円 |

※別途、材料費はかかります。

※70歳以上の利用者については、証明書の提出をお願いいたします。

※障がい者1名につき、介護者1名を減免（無料）します。

※専用利用は障がい者が過半数以上で減免制度が適用されます。（介護者は構成員に含めない）

※共同利用料金の合計が専用利用料金を超えた場合、専用利用料金を切り替えます。

▼料金の計算方法（材料費+加工室利用料=請求金額）

(例1) うどん打ち体験で、障がい者大人2名、介護者2名、大人1名で、材料5人分の場合の料金

| 材料費            | 加工室利用料金   | 請求額    |
|----------------|---|--------|
| 400円×5名=2,000円 | 障がい者大人 70円×2名=140円<br>介護者2名 =無料<br>一般大人 150円×1名=150円<br>小計 290円 | 2,290円 |
| 計 2,000円       |   |        |

(例2) 午後・うどん打ち体験で、全体25名、障がい者大人10名、介護者10名、大人5名で、材料25人分の場合の料金

| 材料費              | 加工室利用料金   | 請求額     |
|------------------|---|---------|
| 400円×25名=10,000円 | 25（全体数）-10（介護者）=15<br>15名÷2=7.5名<br>障がい者は過半数以上になるので<br>専用利用が適応される<br>計 1,250円 | 11,250円 |
| 計 10,000円        |   |         |

(2) イベントホール (H29.4.1~)

|         | 一般   |        | 障がい者    |        | 冷暖房設備   |        |
|---------|------|--------|---------|--------|---------|--------|
|         | 専用利用 | 開園～12時 | 600円    | 開園～12時 | 150円    | 開園～12時 |
| 13時～17時 |      | 800円   | 13時～17時 | 200円   | 13時～17時 | 1200円  |
| 開園～17時  |      | 1400円  | 開園～17時  | 350円   | 開園～17時  | 2100円  |

※専用利用は障がい者が過半数以上で減免制度が適用されます。（介護者は構成員に含めない）

※共同利用料金の合計が専用利用料金を超えた場合、専用利用料金を切り替えます。